

# 生産拠点化が進むカンボジア

## 投資環境整備でミャンマーに先行

アジア調査部主任研究員

小林 公司

+65-6304-1935

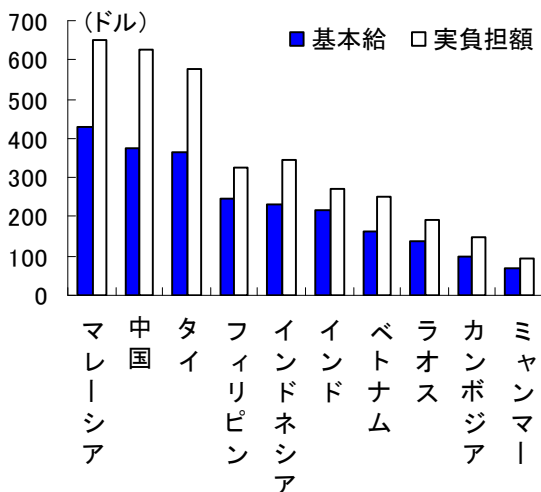
koji.kobayashi@mizuho-cb.com

- 近年、新たな生産拠点として、カンボジアは日本からの直接投資を引き付けている。低賃金だけでなく、豊富な工業団地、容易な周辺国へのアクセス、緩やかな外資規制が誘引となっている
- 現状では、人件費が上昇した中国から生産拠点を分散させるチャイナ・プラスワン型の日系企業進出が多い。今後は、隣国タイから進出するタイ・プラスワン型の投資も伸びると期待される
- ミャンマーもタイに接するが、工業団地の供給や投資誘致策の整備、周辺国とのアクセスで優位に立つカンボジアが、タイを補完する生産拠点としての投資受入で当面は先んじるとみられる

### 1. 増加が目立ちはじめた日本の対カンボジア直接投資

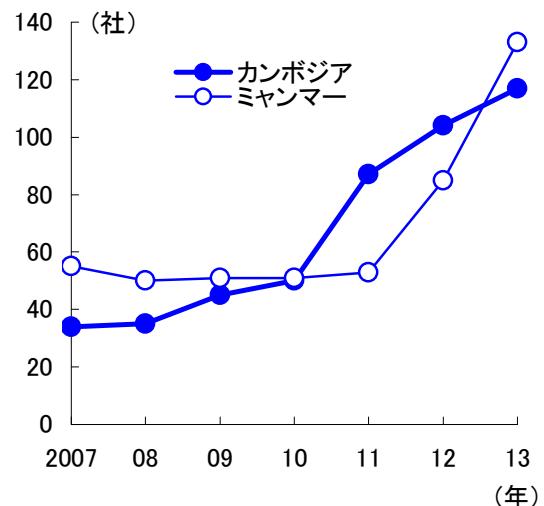
日系製造業の進出がいち早く進んだ中国やタイでは人件費が上昇したことなどから、新たな生産拠点を求める動きが広がっている。こうしたなかで注目を集めているのは、アジアで特に人件費の低いミャンマーとカンボジアだ（図表1）。そのうちミャンマーでは、2012年から日系企業の進出が増え始め、特に2013年には現地の日本人商工会の会員数が急増した（図表2）。

図表1 労働コスト(2013年、月額)



(資料) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

図表2 日本人商工会の会員数



(資料) ジェトロ

ただし、日本からミャンマーへの直接投資はさほど増加していない。ミャンマーでは、現地での情報収集を目的とした駐在員事務所のような形態での進出が多く、実際に投資を行ってビジネスをする段階には至っていないことがうかがわれる。これに対して、ミャンマーに次いで人件費の低いカンボジアへの直接投資は増加が目立ち（図表3）、現状では新たな生産拠点としてカンボジアへの投資が先行している。日本からカンボジアへの直接投資を製造業についてみると、通年のデータが出揃っている2012年は製造業全体で37億円だった。業種別には、電気機械の27億円、鉄・非鉄・金属の5億円、ゴム・皮革の3億円が多い。とりわけ電気機械が目立つが、機械化が困難なため手作業で電線を繋ぐワイヤーハーネス製造業の進出が近年は相次いだことから、電気機械の中でも労働集約的なセクターの投資が多いと考えられる<sup>1</sup>。同年に、日本からミャンマーの製造業への直接投資は4億円で、その半分以上が繊維産業に集中していたことに比べると、投資先に広がりのあることがカンボジアの特徴といえる（図表4）。

以下では、カンボジアの投資環境をさらに掘り下げて分析する。ミャンマーとの比較で特徴を浮き彫りにし、データでは分からない部分を筆者が実施した現地調査に基づいて論じ、最後に今後のカンボジア投資の行方を展望する。

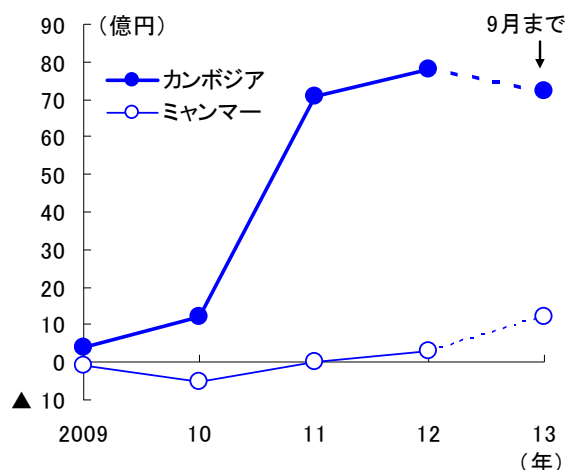
## 2. ミャンマーとの投資環境比較

### （1）進出可能な工業団地が豊富

いざミャンマーに進出しようにも、全国で18カ所ある工業団地のうち、電力や上下水道が整って日系企業の要求を満たすところは、商都ヤンゴン郊外のミンガラドン工業団地しかない。しかも、同工業団地には既に空きがない<sup>2</sup>。

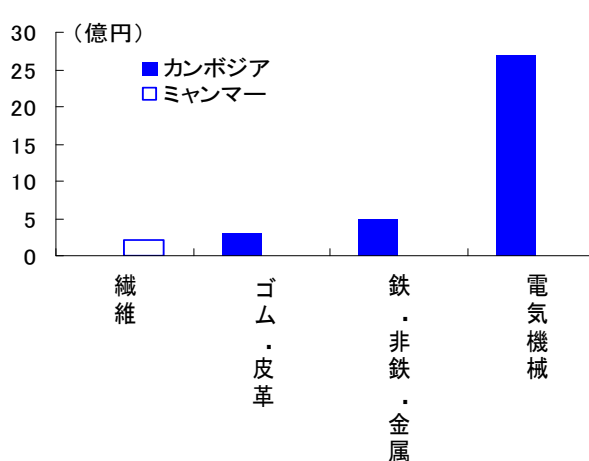
一方、カンボジアでは計画中的のものも含めて30カ所の経済特区（工業団地）があり、このうち稼働

図表3 日本からの直接投資



（資料）日本銀行

図表4 日本からの直接投資（製造業、2012年）



（注）繊維のカンボジア、その他業種のミャンマーは、投資件数が少なくデータ非公表、ないし投資額ゼロ。

（資料）日本銀行

中の主なものは8カ所ある（図表5）。稼働中の経済特区では、電力、上下水道、電話回線、関連施設（税関事務所、銀行、レストラン、ミニマートなど）が整い、現状で空きスペースがあることも確認される。

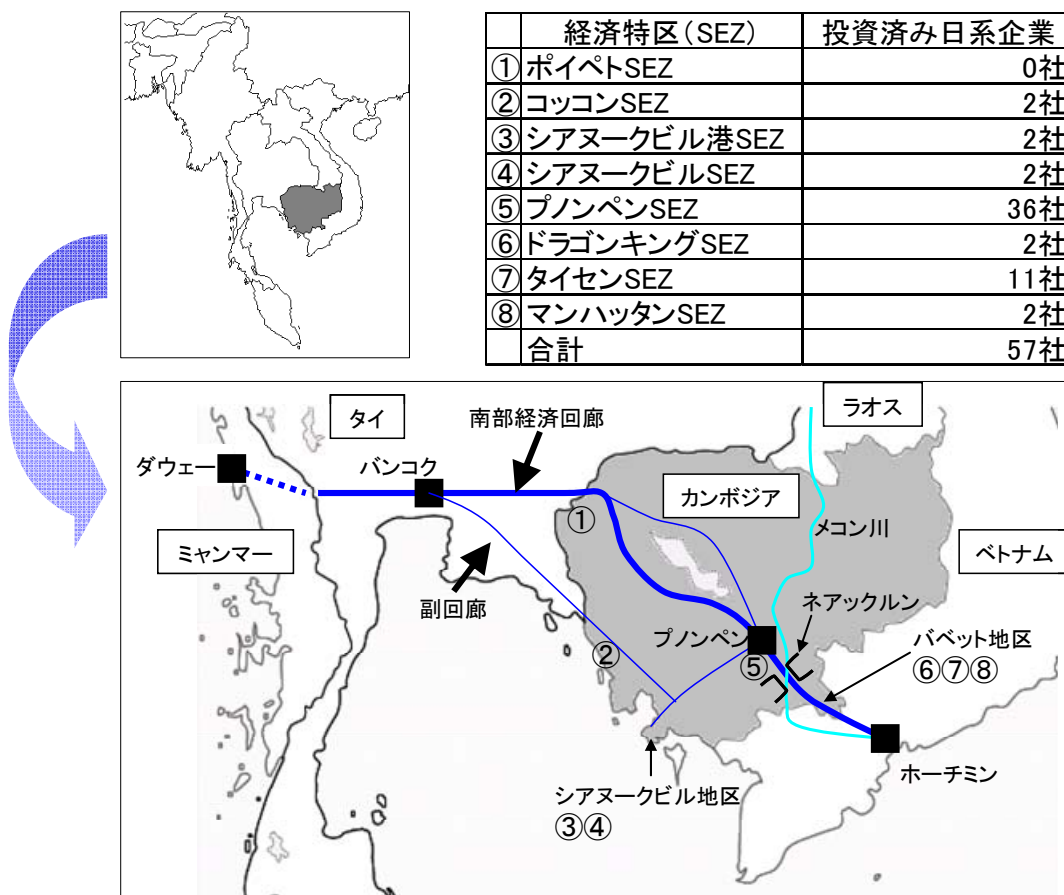
日系企業の進出が多い経済特区は、首都郊外のプノンペン経済特区（36社）と、ベトナム国境に近いタイセン経済特区（11社）である。その他の経済特区には2社ずつ進出し、タイ国境に近いポイペト経済特区はゼロであることから、日系企業のカンボジアへの進出状況は「東高西低」といえる。

## （2）周辺国とのアクセスが良好

カンボジアは周辺国とのアクセスが良く、原材料の輸入や完成品の輸出に便利な場所である。

第1に、河川を活用した内陸航路が発達している。カンボジアを縦貫するメコン川は、首都プノンペンから南下してベトナム領に入り、ホーチミンへとつながる。プノンペン～ホーチミン間は小型船で36時間かかり、後述する陸送に比べ時間はかかるものの費用は半分で済むため、現状ではメコン川を利用した河川物流がメインである。

図表5 カンボジアの経済特区と南部経済回廊



（注）経済特区への日系企業進出状況は2013年速報。

（資料）ジェトロ「カンボジア経済特区（SEZ）マップ」、カンボジア開発評議会「Investor list in all SEZ」などを基にみずほ総合研究所が作成

第2に、陸路については南部経済回廊が整備されている（前掲図表5参照）。同回廊は、タイの首都バンコクから、カンボジアをプノンペン経由で横断し、ベトナムのホーチミンに至るルートである。現状ではプノンペン近郊のネアックルンに唯一の未完成区域（ミッシングリンク）があり、メコン川を渡河する際にはフェリーに乗る必要があるものの、バンコク～ホーチミン間は1本の道路でつながっている。貨物輸送の場合、国境での通関手続きを含めると、バンコク～プノンペン間は約24時間、プノンペン～ホーチミン間は約14時間である（図表6）。メコン川の河川物流と競合するプノンペン～ホーチミン間では、急ぐ場合は高めの費用を払って陸送を選択できることになる。

車両の越境については、カンボジア・タイ間では覚書が取り交わされ、2012年から各国ともトラックとバスに越境通行許可証を交付できるようになった。この許可証で走行できるルートは、南部経済回廊のみである。ただし、許可証の発行数には限りがあることから<sup>3</sup>、両国間の一貫輸送は限定されている。このため、筆者がカンボジアでヒアリングした物流業者によると、「通行許可証が無い場合は国境でトレーラーのヘッドを代える」（荷台車を運転台車から切り離し、相手国側の運転台車に付け替える）ケースがあるという。一貫輸送ではないものの、この方法であれば荷物を積み替える手間を省くことはできる。

また、カンボジア・ベトナム・ラオス間でも、2013年1月に越境協定が締結され、各国150台ずつのトラックとバスに対して越境通行許可証を発行できるようになった。南部経済回廊を含む22のルートに関して、相互に国境を越えて20kmの地点まで通行できる。この点についても現地ではヒアリングしたところ、カンボジア内のベトナム国境近くに設けられた経済特区では、通関手続きは特区内で行い、主にベトナム側のトラックを利用して両国間の一環輸送を行うことが一般的に行われている。

第3に、カンボジアと河川航路および陸路でつながるホーチミンには、大型船の寄航できる港が整備されており、そこからは太平洋航路で日本、中国、北米へと物流網が広がる。例えば、カンボジア内のベトナム国境沿いにある経済特区から陸路を使い、ホーチミンで大型船に積み替えて日本へ荷物を送ると、1週間ほどで届く。

これに対し、ミャンマーでは国際的な河川航路が発達していない。南部経済回廊については、バンコクから西へミャンマーのダウエーにも通じる計画だが、ミャンマー部分は事実上開通していない<sup>4</sup>。港湾については、商都ヤンゴンと、ヤンゴン郊外で経済特区の開発が進められているティラワに港があるものの、いずれも河川港で水深が浅い。現状では小型船で出航し、シンガポールで大型船に積み替えることが行われている。大型船の接岸できる大水深港はダウエーに建設される予定があり、完成までには5～10年程度を要するといわれる。ダウエー港が完成すると、インド洋を通じて特にインド、

**図表6 南部経済回廊を使った輸送時間とコスト**

	距離	貨物輸送	同左 費用	(参考) 旅客輸送
バンコク～プノンペン	666km	23時間54分	1654. 22ドル	11時間30分
プノンペン～ホーチミン	237km	13時間59分	593. 36ドル	5時間30分

(注) 貨物輸送は20トンのコンテナの場合で、発送前の書類手続きは含まず、国境での通関手続きは含む。

(資料) Ksoll and Brimble (2013)、筆者計測

中東、アフリカ、欧州方面とのアクセスが改善すると期待される。

### **(3) 有利な外資規制**

カンボジアは、不動産の取得を除き、外資だけを差別的に規制する業種はない。健康や環境に悪影響を及ぼす業種など、内外資を問わず民間投資を禁止する分野があるだけだ。これらの業種を除き、原則として外国人による100%の出資が可能である。

ミャンマーでは、「ミャンマー国民が実施可能な分野」への外資参加が、2012年に制定された新外国投資法で禁止されている。製造業に関しては、外国人の投資は原則として認可され、100%出資が可能な分野もある。ただし、加工食品など地場企業と競合する分野に関しては、出資比率80%を上限に合弁のみが認められる。また、工業省の承認が必要な分野や、環境アセスメントが必要な分野が細かく規定されている<sup>5</sup>。

## **3. 投資環境の現地調査**

### **(1) 南部経済回廊はプノンペン～ホーチミン間がスムーズ**

昨年10月、筆者は南部経済回廊の走行調査を行った。データからはうかがうことのできない現地の実態を調査することが目的だった。調査スケジュールは、全行程を2つに分けて設定した。前半はタイのバンコクを出発してカンボジアのプノンペンに行き、後半はプノンペンからベトナムのホーチミンに移動するというものだ<sup>6</sup>。

前半については、出発日の2日前から続いた大雨でカンボジア側の道路が冠水し、車を走らせることができなくなり飛行機での移動を強いられた。南部経済回廊のうち、タイとの国境からプノンペンまでは、カンボジアの国道5号線が片側1車線の舗装道路として整備されている。この区間は、当初の予定では8時間程度で走行するはずだったが、大雨が降ると道路事情は悪化することが実感された。国道5号線は日本政府の援助で改良される計画であり、冠水対策の盛り土を施した上に道路を拡幅し、2020年を目途に完成が予定されている。

後半は予定通りにプノンペンを出発し、車で1時間30分ほどすると、地域の代名詞となっているメコン川に行き当たった。この地点こそ南部経済回廊が唯一途切れているミッシングリンクであり、車ごと渡し舟に乗って対岸に渡った。渡し船は大型車両にして7～8台が乗り込める規模であり(図表7)、筆者は待ち時間も含めて30分ほどで渡河したが、混雑時には1時間以上かかるケースもあるという。船上からは、日本政府の支援で建設されているネアックルン橋を望むことができた。予定通り2015年に開通すれば、プノンペン～ホーチミン間の陸上交通は利便性が向上する。

メコン川を渡河してから1時間ほどで、ベトナムとの国境に接するバベットの街に到着した。この辺りはタイセン、ドラゴンキング、マンハッタンと3つの経済特区があり、プノンペン経済特区に次いで日系企業が集積しているエリアである。国境で出入国手続きを済ませてベトナム領に入ると、ここからは2時間30分ほどでホーチミンに辿り着いた。

プノンペンからベトナム国境までの区間も、カンボジアの国道1号線として片側1車線の舗装道路が整備されている(図表8)。盛り土の上に舗装されて大雨でも冠水しにくく、5号線より走行しやすい

というのが現地物流会社の評価だ。ベトナム領に入ると、道路は片側2車線、3車線と次第に広がり、さらに走行しやすくなる。

南部経済回廊のプノンペン～ホーチミン間を実走してみて、予想していたよりもスムーズに移動できたというのが感想だ。ただし、道中では大型貨物トラックと遭遇することはあまりなく、産業動脈としての活用はこれからのようだ。

## （2）日系企業の進出は、チャイナ・プラスワン型が現状では多い

筆者は、カンボジアの経済特区に進出した日系企業を訪問し、進出の経緯と、現地でのビジネスについても調査した。

日系企業の進出が多い電気機械製造業の中には、中国工場で労働者を集めにくくなり、人件費も上昇したことから、中国工場を残しつつ新たな生産拠点としてカンボジアを選択したとのチャイナ・プラスワン型の進出があった。事業内容としては、原材料を日本や中国からホーチミン経由で輸入し、同じルートで日本や中国に製品を輸出するケースが目立った。ホーチミンからの輸送ルートは、プノンペン経済特区に工場がある場合はメコン川の河川輸送を使い、ベトナム国境に近い経済特区の場合は陸送が一般的である。主に生産しているものは労働集約的な部品であり、日本や中国での後工程に向けて輸出している。

縫製業についても調査したところ、生地をタイから輸入して、縫製品を日本へ輸出するケースがあった。この企業でも、中国工場では人件費の上昇で利益を出しにくくなったため、カンボジアに新工場を設けた経緯であることから、自社の事例をチャイナ・プラスワン型の進出と位置づけている<sup>7</sup>。

中国と同様に人件費が上昇したタイからカンボジアに日系企業が進出するタイ・プラスワン型の事例も、数例ほど確認できた。日系企業によるカンボジア進出では、目下のところチャイナ・プラスワン型の方が数としては多く、タイ・プラスワンの動きは緒についたところというのが筆者の受けた印象である。現地の専門家からも、現状ではタイ・プラスワン型は少ないとのコメントが得られた。

カンボジアの労働者については、「中国人より手が遅い」「生産性は中国の65～80%」とのコメン

図表7 ネアックルンの渡し船



(資料) 筆者撮影

図表8 南部経済回廊（カンボジア領内）



(資料) 筆者撮影

トが聞かれた。この背景の1つには、教育水準の低いことがあると考えられる。カンボジアの識字率は74%（2009年）で、中国の94%、ミャンマーの92%（いずれも2010年）に見劣りする<sup>8</sup>。また、ちょっとした弾みでストが起こりやすく、中国工場よりも従業員とのコミュニケーションなどの労務管理を慎重に行っているとの話もあった。一方で、カンボジア人は「日本人に親切」「1つのことを指示すると一生懸命やる」との肯定的な評価もあった。

### **（3）ミャンマーよりインフラ整備が進み、太平洋側の出荷先にもアクセスしやすいメリット**

現地の日系企業からは、進出先としてカンボジアを選択した理由と、ミャンマーとの比較論も聴取した。

ある企業は、ミャンマーも検討したが工業団地等のインフラが不足しているため、ミャンマー進出は時期尚早としてカンボジアに決めた。しかし、ミャンマー市場の潜在力は大きいことから、今後はインフラ整備が進むようであれば、ミャンマー進出も再検討する可能性があるとのことだ<sup>9</sup>。

一方で、ミャンマーへの関心は毛頭ないという企業もある。納品先が日本や中国の場合、ミャンマーからだと遠いからだ。取引先からは納期の短縮を求められるようになってきているため、出来るだけ近いところに工場を立地することが重要となる。例えばベトナム国境に近いカンボジアの経済特区からだと、製品をホーチミンまで陸送して船に積み替えれば1週間で日本に届き、中国から送る場合に比べて2～3日の遅れで大差がないという。これに対し、ミャンマーから日本への船便は、インドシナ半島南端のシンガポールを経由するため3～4週間を要する。

## **4. 今後はタイ・プラスワン型の進出が増加する可能性**

### **（1）隣国タイでは労働集約的産業を国外に移管する動き**

次の理由から、今後は、隣国のタイで労働集約的産業を国外に移管するタイ・プラスワンの動きが増えると予想される。

第1に、タイでは失業率が1%未満と完全雇用状態にあり、労働需給が逼迫している<sup>10</sup>。最低賃金は2012、2013年と連続して引き上げられ、地域によっては2011年対比で2倍近くになるなど、賃金コストも急上昇している。

第2に、タイでは投資誘致政策の見直しが進められていることも、タイ・プラスワンの動きに拍車を掛ける可能性がある。タイ政府は2013年1月、今後5カ年の新投資奨励策について草案を公表した<sup>11</sup>。従来の投資奨励策はバンコクから離れた地方ほど法人税免除などの優遇策を厚くするゾーン制だったのに対し、今後はタイの構造改革に重要な業種ほど優遇するセクター制に改める。一方で、付加価値の低いワイヤーハーネスなど約80業種については、投資優遇策を停止または削減する方針だ。その後、タイ政府は2013年半ばに予定していた新投資奨励策の導入を2015年1月に延期し、詳細については昨年未までに決定することにしてはいたが、年末から盛り上がった反政府デモの影響で決定は遅れている。

### **（2）タイ・プラスワンの受け皿として課題が多いミャンマーの投資環境**

タイからの労働集約的産業の移管先候補となりうるのは、タイと国境を接し、人件費の低いカンボジアとミャンマーである。ジェトロ・プノンペン事務所によると、ミャンマーとセットでカンボジア



を訪れる日本人視察団が多いという。今後の進出先として、両国が比較されている証左といえよう。

そのミャンマーでは、2015年にティラワ経済特区が開業する予定である。不足している工業団地が整備されることで、投資誘致を巡る競争は強まるとの「ミャンマー脅威論」がカンボジアの現地では聞かれた。

総開発面積が2,400ha（山手線の内側面積の4割）のティラワ経済特区については、2014年1月に設立されたMJティラワ・デベロップメント社が対象とする先行開発エリアは400haである。現在、2015年に先行開発エリアの段階的なオープンに向けて工事が進められている。

これに対し、カンボジアでは、稼働中の経済特区の総開発面積は約2,900haであり、2013年末時点で約400haに企業の投資が行われている。カンボジア政府関係者によると、残りの面積の全てが造成済みではないものの、直ぐに進出可能な空きスペースは十分にある。さらに、新たな経済特区が海沿いのシアヌークビル地区とベトナム国境沿いのバベット地区で立ち上がりつつあり、タイ国境沿いのポイペト地区でも特区開発の準備が進められているという。

工業団地の開発状況を比べると、2015年時点でもミャンマーはカンボジアを一気に上回るということではなさそうだ。このほかにも、経済回廊や大水深港といったハードのインフラ整備、外資系企業に関する法規制といったソフトのインフラ整備も、ミャンマーにとっては今後の課題として残っている<sup>12</sup>。

### **（3）カンボジアの賃金は上昇するが、アジアの中で割安な状況は不変**

一方、カンボジアでは、賃金の上昇が予想される。昨年12月24日、カンボジア政府は現状で月額80ドルの最低賃金を今年4月に95ドルとし、その後も段階的に引き上げて2018年には160ドルにすると発表した。カンボジアの最低賃金は縫製・製靴労働者のみを対象とするが、他の業種の賃金にも影響すると考えられる。

予定される最低賃金の上昇率は、年平均+15%と計算される。ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によると、日系企業の2013年の賃金ベースアップ率は、東南アジアの中ではインドネシアの前年比+24.7%が最も高く、ミャンマーの12.8%、ベトナムの12.1%と続いた。今後のカンボジアの賃金上昇率は最近のインドネシアほどではないが、ミャンマーやベトナムをやや上回る程度になりそうだ。

一方、労働組合は160ドルへの即時引き上げを政府に要求している。昨年の総選挙で惜敗した野党の救国党も、選挙は不正だったという主張に加え、最低賃金の即時引き上げを求めてフン・セン首相の批判を強めている。昨年末から今年初めにかけて労働者がストライキを行い、1月3日には鎮圧に投入された警官隊と衝突して5名が死亡したと報じられる。その後は大規模なストライキは行われていないものの、政治および社会の不安は高まっており、ガス抜きのために最低賃金の引き上げは前倒しされる可能性はある。

もっとも、カンボジアの最低賃金が2018年に、もしくはそれよりも早く160ドルに引き上げられるとしても、現状で約200ドルのタイや、約130ドルのベトナムでも上昇は続く<sup>13</sup>。カンボジアの絶対的な賃金水準が高まることには留意が必要だが、アジアの中で相対的に低い状況は変わらないと考えら



れる。

#### **(4) カンボジアは投資法を改善し、タイ・プラスワンの受け皿を目指す**

また、カンボジアは10年前に制定した投資法について、最近の実態に合わせて改正する準備も進めている。現行法は製造業を軽工業と重工業にしか分類しておらず、きめ細かな優遇策を行うことができないという問題がある。そこでカンボジア政府は、どのセクターを優先的に誘致するのか明確にし、そのセクターの投資には手厚い恩典を付与する戦略を立てている。例えば、タイでは人件費が上昇して採算の合わなくなった労働集約的産業をターゲットに、誘致策を講じることが考えられている。また、タイの新投資奨励策を見極める必要があるものの、タイで優遇措置を受けられなくなる産業をターゲットにすることも想定されている。

以上の動きに加え、既に述べたとおり、カンボジアでは工業団地に空きスペースがある上、いち早く周辺国や太平洋地域への交通アクセスが整っており、ネアックルン橋など南部経済回廊の改良も具体化しつつある。

ミャンマーの潜在性は高いものの、タイ・プラスワンの受け皿として十分な投資環境が整うまでに今後数年を要するとみられる。当面はミャンマーよりもカンボジアの投資環境が有利であり、タイを補完する生産拠点としての投資受入でカンボジアがミャンマーに先行する可能性が考えられる。

#### **【参考文献】**

- 石田正美 編 (2010) 『メコン地域 国境経済をみる』、アジ研選書No. 22、アジア経済研究所
- 柿崎一郎 (2011) 『東南アジアを学ぼう 「メコン圏」入門』、ちくまプリマー新書
- 酒向浩二 (2014) 「ASEANで相次ぐ最低賃金引き上げ～生産性向上や周辺国・地域展開を迫られる日本企業」、みずほインサイト、みずほ総合研究所
- ジェトロ (2013a) 『アジア新興国のビジネス環境比較～カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ編』、海外調査シリーズ No. 389
- (2013b) 「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」、海外調査部アジア大洋州課
- 椎野幸平 (2013) 「アジア新・新興国への進出とGSPの活用～日本・米国・EUのGSP比較～」、ジェトロ
- パシフィックコンサルタンツ株式会社 (2013) 「平成24年度インフラ・システム輸出促進調査等事業 ミャンマー・ダウエー開発等における事業可能性調査報告書」、経済産業省通商政策局アジア大洋州課 委託
- みずほ総合研究所 (2013) 『全解説 ミャンマー経済～実力とリスクを見抜く～』、日本経済新聞出版社
- (2014) 『図解ASEANの実力を読み解く～ASEANを理解するのに役立つ46のテーマ～』、東洋経済新報社
- Ksoll, Christian and Brimble, Peter (2013) “Facilitating Trade along the Southern Economic Corridor”, *Trade and Trade Facilitation in the Greater Mekong Subregion*,

edited by Pradeep Srivastava and Utsav Kumar, Asian Development Bank

Thailand Board of Investment (2013) “Five-Year Investment Promotion Strategy Draft” (14  
January)

- <sup>1</sup> このほかに、食料品、繊維、化学・医薬、一般機械分野でも直接投資は行われたが、それぞれ報告件数が3件に満たなかったため、「個別データ保護の観点」（日本銀行）から金額は未公表である。
- <sup>2</sup> みずほ総合研究所（2013）、p209
- <sup>3</sup> 運用開始の2012年から1年間は、各国40枚ずつの取り決めがなされた。
- <sup>4</sup> 南部経済回廊のミャンマー部分の道路状況については、パシフィックコンサルタンツ株式会社（2013）が写真入りで分かりやすく説明している。また、南部経済回廊よりも北には、ミャンマーからタイとラオスを経由してベトナムの太平洋岸に通じる東西経済回廊も開発されている。しかし、東西経済回廊についても、ミャンマー側の道路事情は悪い（みずほ総合研究所（2013）、p225）。
- <sup>5</sup> 外資規制に加え、外資が進出した際の税制もカンボジアがミャンマーより有利である。カンボジアの法人税率は20%で、ASEANの中ではシンガポールの17%に次いで最も低い。さらに、適格投資案件（QIP）の認定を得た企業は、最長9年間の法人税免除を受けられる。一方、ミャンマーの法人税率は居住性により異なり、外資であっても現地法人格がある場合は25%、外国法人の支店の場合は35%である。外国投資法に基づいて認可を得た企業は、5年間の法人税免除が受けられ、免除期間はカンボジアに比べて短い。
- <sup>6</sup> 調査ルートに際し、石田（2010）、柿崎（2011）、ジェトロ（2013b）を参考にした。
- <sup>7</sup> この企業のケースでは、カンボジアは中国に比べて人件費が安いだけでなく、日本へ輸出する際の関税率が低いことも進出の決め手になった。具体的には、日・ASEANのFTAを活用している。タイの生地を使ってカンボジアで縫製する場合、両国ともASEAN加盟国であるため累積規程により原産地規則が満たされるので、FTAの低い関税率で日本に輸出できる。中国から日本に輸出するよりも、FTAの効果で10%ほど安く上がるという。また、先進国が開発途上国の産品に通常よりも低い関税率を適用する特惠関税制度（GSP）のうち、後発開発途上国（いわゆる最貧国）であるカンボジアには特に有利な特別GSPが適用される。例えば、日本はアジアの中でカンボジア、ミャンマー、ラオス、バングラデシュのみに特別GSPを適用し、繊維製品の場合は関税率をゼロ%にしている。カンボジアは、日本に加えて米国とEUからも特別GSPを適用される。ミャンマー、ラオス、バングラデシュは、日本とEUからの適用だけで、米国からは適用されない。取引内容次第では、FTAよりも特別GSPを利用するほうが有利なケースがある。GSPの詳細については、椎野（2013）を参照されたい。
- <sup>8</sup> 総務省「世界の統計」による。
- <sup>9</sup> 本文では工業団地や交通インフラについてカンボジアとミャンマーを比較したが、電力インフラについてもカンボジアに分がある。ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2012年10～11月実施）によると、進出日系企業が生産面で直面している問題点として、「電力不足・停電」と答えた企業の割合はミャンマーで100%、バングラデシュで78%、インドで66%と高かった。これに対し、カンボジアは18%で、もはや電力不足や停電の問題はさほど深刻でない（ジェトロ（2013a）、p9～10）。むしろカンボジアで問題となっているのは電力料金であり、カンボジア電力公社のそれは0.2ドル/kwhで、ミャンマーのヤンゴン電力供給委員会の0.12ドル/kwhの2倍近い。しかし、ヤンゴンの電力供給委員会では停電が多いため、結局は自家発電に頼らざるをえず、その場合のコストは0.25～0.30ドル/kwhとカンボジア電力公社の料金を上回る（みずほ総合研究所（2013年）、p211～212）。
- <sup>10</sup> みずほ総合研究所（2014）、p118
- <sup>11</sup> Thailand Board of Investment（2013）
- <sup>12</sup> 例えば、ティアラワ等の経済特区に適用される経済特区法は1月23日発効したが、具体的な内容を示す細則は現時点で未公表である。また、経済特区以外に適用される外国投資法に関しても、政府は見直しを示唆しているものの、具体的な動きは行っていない。
- <sup>13</sup> ASEANで相次ぐ最低賃金の引き上げについては酒向（2014）を参照。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。